

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

天塩沿岸

天塩ゾーン【金比羅岬（初山別村）～坂の下地区海岸とツクナイ地区海岸の境界（稚内市）】

ゾーン 区分	図面番号	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項※1,2												維持又は修繕の方法												
		大項目	小項目	現状の問題点、課題	海岸保全の方向、施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模（現況）		規模（計画）		受益の地域及びその状況													
			番号			事項	市町村名	地区番号	地区名	計画区域			所管省庁区分	区域番号	延長等	天端高（T.P.m）	延長等		天端高（T.P.m）	地域	状況									
天塩ゾーン	1/5	防護	①	海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	初山別村	61	共成	共成地先	水管理・国土保全局	護岸	－	130	+4.3～+4.5 (+1.6)	130	+4.3～+4.5 (+1.6)	初山別村の一部 遠別町の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
							遠別町	62	歌越	歌越地先	水管理・国土保全局		①-2	消波堤	－	110	+3.6～+4.6			110	+3.6～+4.6	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。								
														63	旭	旭地先	水管理・国土保全局			①-3	消波堤	－	1,070	+2.4～+5.5	1,070	+2.4～+5.5	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。			
																					64	金浦	金浦地先	水管理・国土保全局	①-4	消波堤	－	100	+4.8	100
							65	富士見	富士見地先	水管理・国土保全局	①-5		護岸													◎	－	－	1,891	+4.3 (+1.6)
													天塩町	69	浜更岸	浜更岸地先	水管理・国土保全局			消波堤						－	330	+5.0～+5.1 (+1.7)	330	+5.0～+5.1 (+1.7)
																					72	港湾区域	浜里地先	港湾局	①-1	消波堤	◎	－	－	278
							豊富町	74	稚咲内	稚咲内地先	水産庁		消波堤	－	85	+0.9	85			+0.9						豊富町の一部	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。			
							稚内市	134	勇知	勇知地先	水管理・国土保全局		護岸	－	300	+4.8	300			+4.8 (+1.7)	稚内市の一部	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。								
														136	抜海	抜海地先	水管理・国土保全局			護岸		－	350	+4.8	350	+4.8 (+1.7)	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
																						抜海漁港	抜海地先	水産庁	護岸	－	107	+2.9 (+1.7)	107	+2.9 (+1.7)
													消波堤	－	102	+2.4	102			+2.4	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
														1/5		②	海岸保全施設整備における環境、利用への配慮			●波浪及び砂浜の減少に伴う越波被害	●利用形態に配慮した施設整備を行う。	初山別村	59	豊岬漁港	豊岬地先	水産庁	②-1	突堤	○	3基180
							潜堤	◎	－	－	450		－1.0															・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
							養浜	◎	－	－	450		+1.0															・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
							護岸	◎	－	－	99		+5.1 (+1.6)															・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
							護岸	○	351	+3.8～+4.4	351		+4.8～+5.4 (+1.6)															・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
							堤防	－	70	+2.3	70		+2.3 (+1.6)															・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
							離岸堤	－	1基70	+1.6	1基70		+1.6															・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。		
	59	豊岬	豊岬地先	農振局	②-2	離岸堤	－	165	－	165	－	農用地、宅地	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。																	
						離岸堤	◎	－	－	325	+3.3		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。																	
						護岸	○	490	+4.7	490	+5.7 (+1.6)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																	
						突堤	－	46	－	46	－		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。																	
	1/5～2/5						遠別町	65	遠別漁港	富士見地先	水産庁	②-3	離岸堤	◎	－	－	229	+2.0	遠別町の一部	公共用地	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
													離岸堤	○	241	+0.8	241	+1.8			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
													護岸	○	470	+3.9～+4.8 (+1.6)	470	+3.9～+5.8 (+1.6)			・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。									
護岸													－	52	+3.9～+4.8 (+1.6)	52	+3.9～+4.8 (+1.6)	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。												
突堤													◎	－	－	470	+3.9	・現在行っている漁港施設等のパトロール体制により適切な維持・修繕を行う。												
水管理・国土保全局											養浜		－	200	+1.0	200	+1.0	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。												
66								北浜	啓明地先～北浜地先	農振局	②-4	離岸堤	－	2,720	－	2,720	－	牧草地、道路用地		・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。										
												離岸堤	◎	－	－	329	+4.1			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。										
												護岸	○	3,049	+5.1	3,049	+6.1 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
												消波堤	－	459	－	459	－			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。										
1/5		③	砂浜の保全	●海岸侵食	●緊急性を要する地域については、早急に海岸保全施設の整備を行う。	初山別村	59	豊岬	豊岬地先	水管理・国土保全局	③-1	消波堤	◎	－	－	1,100	+6.4	初山別村の一部	原野	・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。										
												消波堤	○	330	+4.1	330	+5.1～+6.4			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。										
												消波堤	－	470	+2.4～+2.8	470	+2.4～+2.8			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。										
												護岸	－	270	+3.2～+4.5 (+1.6)	270	+3.2～+4.5 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。										
												突堤	◎	－	－	1,100	+6.4			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。										
												養浜	◎	－	－	1,100	+1.0			・現在行っている日常巡視（月1回の通常、年1回の定期、異常時パトロール）により、適切な維持・修繕を行う。										
2/5					遠別町	67	丸松	丸松地先	農振局	③-2	護岸	◎	－	－	3,018	+5.2 (+1.6)	遠別町の一部		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
											消波堤	－	3,018	－	3,018	－			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。											
						68	北里	北里地先	農振局	③-3	護岸	◎	－	－	2,218	+5.2 (+1.6)			・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。											
											消波堤	－	796	－	796	－			・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。											

天塩ゾーン【金比羅岬（初山別村）～坂の下地区海岸とツタケナイ地区海岸の境界（稚内市）】

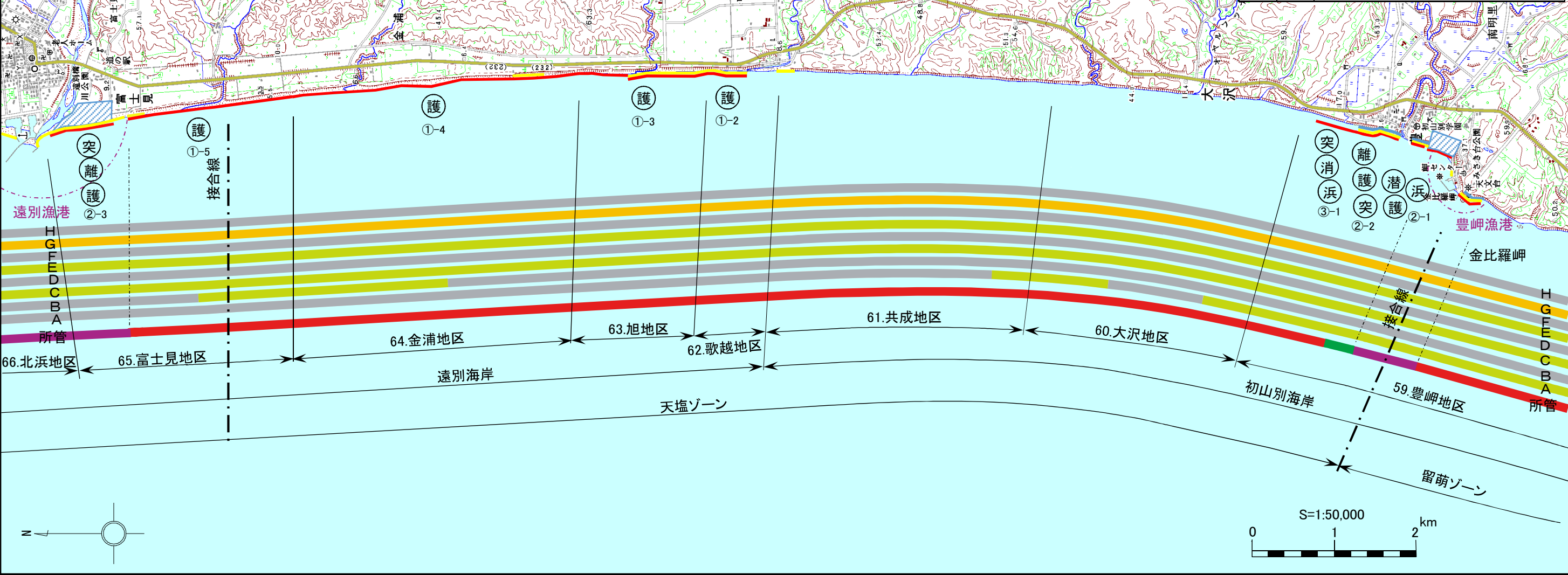
天塩ゾーン【金比羅岬（初山別村）～坂の下地区海岸とツタケナイ地区海岸の境界（稚内市）】

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。
(承認番号 平27情複、第547号)」

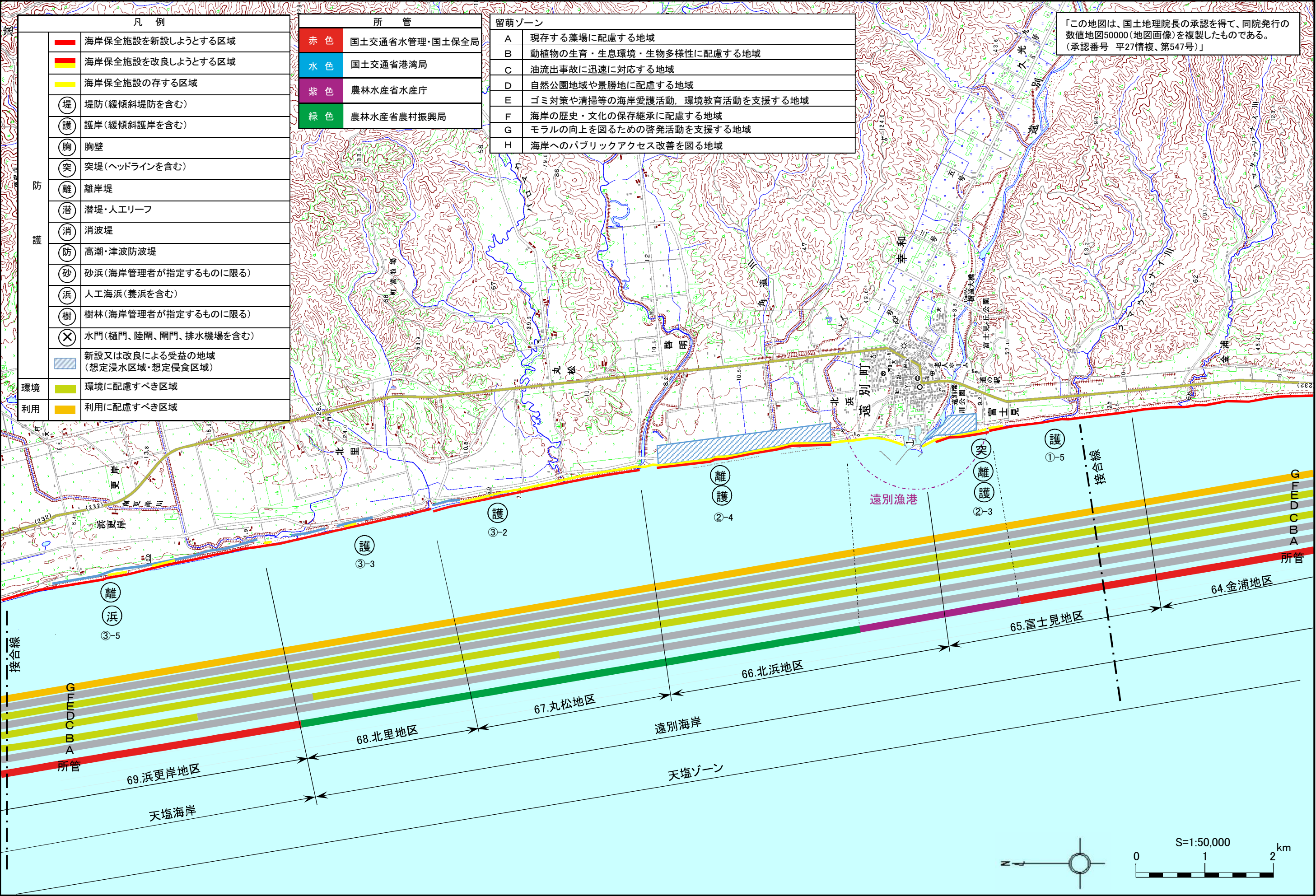
所 管	
赤 色	国土交通省水管理・国土保全局
水 色	国土交通省港湾局
紫 色	農林水産省水産庁
緑 色	農林水産省農村振興局

留萌ゾーン	
A	現存する藻場に配慮する地域
B	動植物の生育・生息環境・生物多様性に配慮する地域
C	油流出事故に迅速に対応する地域
D	自然公園地域や景勝地に配慮する地域
E	ゴミ対策や清掃等の海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
F	海岸の歴史・文化の保存継承に配慮する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

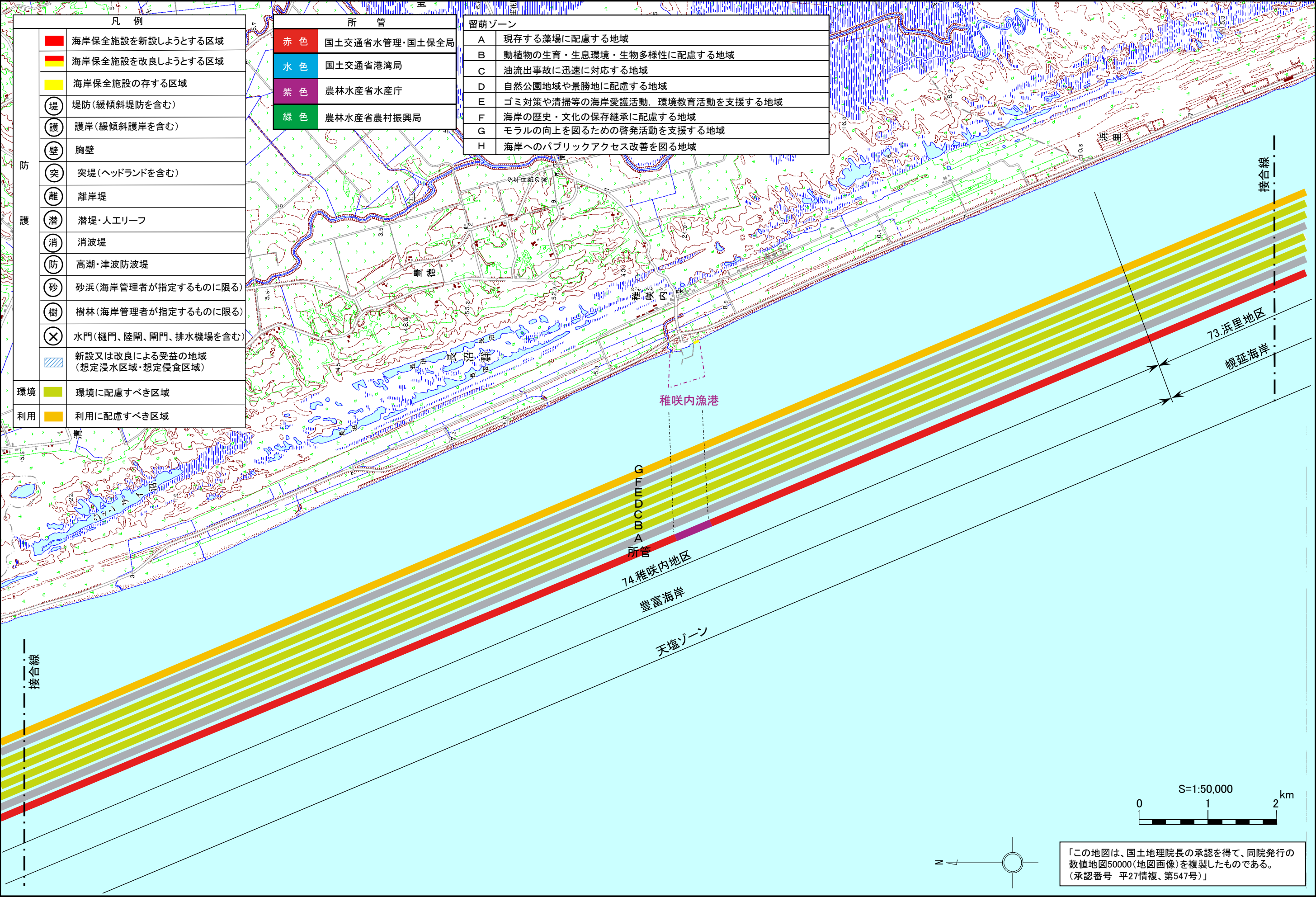
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドラインを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	人工海浜(養浜を含む)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	環境に配慮すべき区域
利用	利用に配慮すべき区域



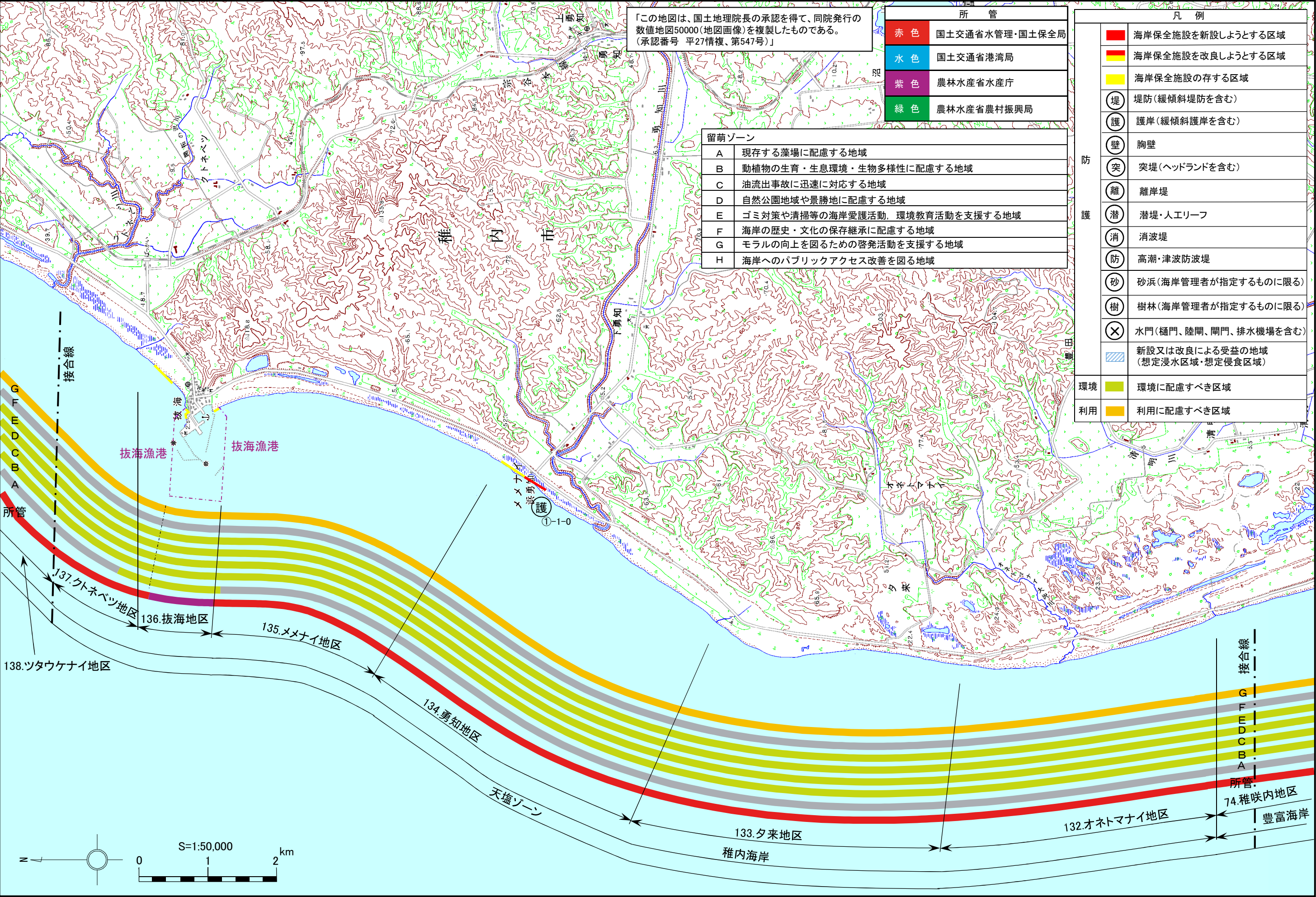
天塩ゾーン 図面番号 1/5



天塩ゾーン 図面番号 2/5



天塩ゾーン 図面番号 4/5



天塩ゾーン 図面番号 5/5